

世間と自分の「枠」を超える 夫婦別姓を目指した母のもとで

石山亜紀子

はじめに

わたしの両親は、わたしが幼い頃に「夫婦別姓」を目指した母の行動によって、離婚した。わたしはこの原体験をきっかけに、様々な葛藤の末男女平等意識に目覚め、これまで自治体の男女共同参画を進める団体で相談を通じた女性のエンパワーメントや若者の視点で伝えるデートDV啓発事業を行ってきた。本レポートでは、わたしが長い間恨みさえした母を理解するまでの葛藤と、社会に出て感じたジェンダーから、自ら選択的夫婦別姓法制化を含む男女平等を実現すべく、ジェンダーの分野で大学院に留学し、キャリア転換をしてきたプロセスを振り返る。その上で、わたしが仕事や研究での学びや多様な人々との出会いによって、どのようにジェンダーの問題をとらえ直し、男女共同参画社会実現のために行動してきたかを考察したい。

第1章 わたしの原体験—夫婦別姓を目指した母のもとで—

1 母の突飛な行動

わたしの母は、小さいときから結婚しても自分の名字を変えたくない、と思っていた。しかし、父との結婚にあたり、父の家族に押し切れ、父の名字への改姓を余儀なくされた。以後10年、母はわたしが小学3年生、妹が小学1年生になるまで、自分が自分ではない感覚に苦しめられてきたという。

日本では、婚姻時に夫または妻のどちらかの名字を夫婦の姓とする（民法750条）となっており、このことは、一見どちらかの名字を選ぶという選択の余地があるように思えるが、実際には96%以上の女性が男性の姓に改姓（厚生労働省雇用動態調査）しており、夫婦の名字の選択に男女の力関係が存在しているといえる。実際、この民法750条は、2003年以降国連女性差別撤廃条約委員会から女性差別撤廃条約16条1.(g)項^{注1)}に反する差別的な規程として改正するよう繰り返し勧告を受けており、選択的夫婦別氏制度の導入等の民法改正は第三次男女共同参画基本計画（2010）の「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革」において「引き続き検討を進める」とされているにもかかわらず、世論^{注2)}を理由に未だ改正に至っていない。名字で呼び合うのが一般的な日本において、子どもの頃から使ってきた名字を失うことは、ある人にとってはとても大きな苦痛を伴うものではないか。母によると、結婚し名字が変わった途端、様々な場で父の名字で呼ばれることに違和感があり、職場で通称使用をしても同僚からの年賀状が父の名字で送られてきたり、父宛の年賀状で父の名前の横に名字を省略され、書かれているということがとても嫌だったという。

当時は、1990年代の夫婦別姓運動が盛り上がりを見せた時期で、母のようにアイデンティ

★この続きは『2014年度「日本女性学習財団賞」受賞レポート集 学びがひろく vol.4』で！